

4. 普通預金規定

1. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合に限りです。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。なお、預金口座の状態などで振込金を受入しない場合があります。これにより生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の可能時限は通帳の「お支払金額」欄に記号をもって記載をし、その説明は通帳下部に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。

- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 第2項の支払については、引落日当日中にこの預金に受入れた資金（為替による振込金を含みます。）のみ充当します。

6. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信したときに解約されるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ② この預金の預金者が預金等共通規定第5条第1項に違反した場合。
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、または預金等共通規定第6条（取引の制限）第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者からの回答、届出または提出された資料が偽りである場合。
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑥ 預金等共通規定第6条（取引の制限）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合。
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (3) この預金が、10年間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。こ

の場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. 決済用普通預金の特約

- (1) 決済用普通預金特約を申し込まれた普通預金につきましては、第6条および別途申込をいただいた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものとします。なお、利息にかかる規定以外につきましては、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。
- (2) この普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり未払いの預金利息がある場合は、第6条によらず取扱変更時に利息を精算しこの預金に組入れます。総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については決済用普通預金への取扱変更時には精算しません。

9. 通帳への合計金額記入

通帳への取引明細の記入に関し、未記入件数が61件以上かつ最終記帳日から60日以上経過した場合、取引明細を合計金額で記入します。なお、取引明細の合計金額記入に関する通知は行いません。

以 上